

第2次新座市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて（概要）

【概要】

令和4年度は、本計画の中間年に当たるため、計画策定時に設定した量の見込みと実績等に乖離が生じていないかどうかを、国からの指針に基づき調査し、必要に応じ見直しを行うもの。

【国からの見直し指針】

1 教育・保育事業（1～3号認定）の見直し基準

計画に設定した「量の見込み」と令和3年4月1日時点における実績値と比較して、±10%以上の乖離が生じている場合は、原則見直しが必要

2 地域子ども・子育て支援事業（13事業）の見直し基準

事業の実施状況や利用状況等に照らし、必要に応じて見直しを行う。

【新座市の見直し方針】

各事業共に、中間見直しは実施しない。

〈理由〉

1 教育・保育事業（1～3号認定）について

見直し基準に当てはめると、特に3号認定（0歳）に約20%の乖離が生じているものの、これは供給過多となる乖離であり、定員には余剰が発生している状況であるため。

なお、各圏域（6圏域）ごとでは、供給が追い付いていない地区もあるものの、隣接する地区で補完し合っている。

また、この乖離については、出生率の低下の影響を受けたものと予想され、人口減少が想定より早まっていることが推測される。

2 地域子ども・子育て支援事業（13事業）について

国からの具体的な見直し基準がないことから、市独自基準として5類型に分け、量の見込みに対し、提供体制が大きく下回っており、利用者に影響がある事業については見直しを行うものとしたが、該当する事業がなかったため。